

第21期 定時株主総会 招集ご通知

FRONTIER

日 時

2025年2月27日（木曜日）
午前10時00分

場 所

福岡県福岡市中央区天神二丁目3番36号
ibb fukuoka 6階会議室

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選任の件

- 目次
- 01 第21期定時株主総会招集ご通知
 - 05 株主総会参考書類
 - 09 事業報告
 - 24 連結計算書類
 - 27 計算書類
 - 30 監査報告書

議決権行使期限

2025年2月26日（水曜日）
午後6時まで

株式会社フロンティア

証券コード：4250

株主各位

証券コード 4250
2025年2月12日
(電子提供措置の開始日2025年2月5日)

福岡市中央区天神二丁目3番36号ibb fukuoka

株式会社フロンティア

代表取締役
社長 山田紀之

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社「第21期定時株主総会」を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第21期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://all-frontier.com/ir/information>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

福岡証券取引所ウェブサイト <https://www.fse.or.jp/listed/search.php>

上記ウェブサイトにアクセス頂き、「銘柄名」に「フロンティア」又は「コード」に当社証券コード「4250」を入力・検索し、「詳細情報」を選択して「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年2月26日（水曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスして頂き、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬 舟

記

1. 日 時 2025年2月27日（木曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 福岡県福岡市中央区天神二丁目3番36号

ibb fukuoka 6階会議室

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第21期（2023年12月1日から2024年11月30日まで）
事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（2023年12月1日から2024年11月30日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

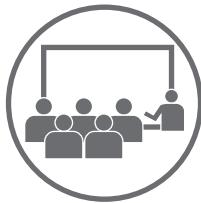
第2号議案 取締役7名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいま
すようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載
させて頂きます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参頂くとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年2月27日（木曜日）午前10時

株主総会にご出席されない場合



▶ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入頂き、行使期限までに到着するようご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて頂きます。

**行使期限 2025年2月26日（水曜日）
午後6時00分到着分まで**



▶ インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って、行使期限までに賛否をご入力ください。

**行使期限 2025年2月26日（水曜日）
午後6時00分送信分まで**

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

- ※ 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるもの有効な議決権行使といたします。
- ※ インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使といたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用頂くことによってのみ可能です。

議決権行使期限 2025年2月26日（水曜日）午後6時00分送信分まで

□ パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイト ▶▶▶ <https://www.e-sokai.jp>

上記議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」、「パスワード」をご入力頂き、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

□ スマートフォンによる議決権行使「スマート行使」

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取り頂くことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について
三井住友信託銀行株式会社 ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-707-743

(受付時間 9:00～21:00 土曜・日曜・祝日も受付)

ご注意事項

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用頂く際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ スマート行使による議決権行使は1回のみ可能です。一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取って頂くとパソコン向けサイトへアクセスできます。)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、各事業年度の業績と将来の事業展開を勘案し、企業基盤の強化のため内部留保にも配慮しつつ、株主の皆様へ安定した配当を継続することを基本方針にしております。
第21期の期末配当につきましては、1株につき10.00円とさせて頂きたいと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10.00円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は6,946,000円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2025年2月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	山田 紀之 (1975年2月6日)	1995年4月 山口トヨタ自動車株式会社入社 2002年1月 C A R フロンティア山田創業 2003年12月 有限会社C A R フロンティア（現：株式会社フロンティア）設立 代表取締役社長就任（現任） 2011年4月 新域國際香港有限公司設立 董事長就任（現任）	340,900株
2	立石 直孝 (1974年9月19日)	1997年4月 株式会社スズキ自販山口入社 2002年9月 C A R フロンティア山田入社 2003年12月 当社入社 2006年12月 当社常務取締役就任（現任） 当社営業部長就任（現任） 2011年4月 新域國際香港有限公司董事就任	104,000株
3	長弘俊哉 (1982年12月16日)	2007年4月 フルタカ電気株式会社入社 2011年4月 新域國際香港有限公司入社 2013年8月 同社董事総經理就任（現任） 2015年2月 当社取締役就任（現任）	4,000株
4	松前 亮 (1967年7月16日)	1986年4月 日本電信電話株式会社入社 1998年7月 丸紅アクセスソリューションズ（現：アルテリア・ネットワークス株式会社）入社 2003年8月 株式会社YOZAN入社 2004年7月 同社執行役員財務経理部長就任 2008年3月 同社取締役管理部長就任 2008年10月 東京テレメッセージ株式会社監査役就任 2011年3月 同社取締役管理部長就任 2014年9月 当社入社管理部長就任 2022年12月 当社執行役員管理部長就任 2024年2月 当社取締役就任（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	山根一 (1975年5月2日)	<p>1999年3月 朝日プロパンガス株式会社入社</p> <p>2009年4月 同社常務取締役就任</p> <p>2014年5月 当社入社</p> <p>2019年1月 当社商品部長就任</p> <p>2021年10月 当社執行役員商品部長就任</p> <p>2024年2月 当社取締役就任（現任）</p>	1,000株
6	前田隆 (1972年5月19日)	<p>1996年7月 伊藤博税理士事務所入社</p> <p>2000年4月 株式会社ディー・ブレイン九州入社</p> <p>2001年6月 同社取締役コンサルティング部長就任</p> <p>2009年8月 同社代表取締役就任</p> <p>2009年10月 株式会社ポルコロッソ社外監査役就任</p> <p>2012年8月 株式会社エムビーエス社外監査役就任</p> <p>2014年6月 LIEN株式会社（現：株式会社ボディコーポ）社外取締役就任（現任）</p> <p>2014年9月 株式会社トライアンド設立代表取締役就任（現任）</p> <p>2015年5月 五洋食品産業株式会社社外取締役就任</p> <p>2016年2月 当社社外取締役就任（現任）</p> <p>2016年6月 株式会社アクアネット広島社外取締役就任（現任）</p> <p>2016年8月 株式会社エムビーエス社外取締役就任（現任）</p> <p>2017年9月 株式会社エスケーホーム（現：株式会社L i b Wo r k）社外取締役就任（現任）</p>	1,100株
7	内田健二 (1972年12月11日)	<p>1996年10月 長崎県庁入庁</p> <p>2002年1月 中央青山監査法人入所</p> <p>2007年8月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2008年10月 内田健二公認会計士事務所開設（現任）</p> <p>2010年8月 如水監査法人パートナー就任（現任）</p> <p>2013年5月 如水税理士法人代表社員就任（現任）</p> <p>2014年6月 社会福祉法人筑紫会理事就任（現任）</p> <p>2017年5月 高橋株式会社社外監査役就任（現任）</p> <p>2017年6月 社会福祉法人実寿穂会理事就任（現任）</p> <p>2020年3月 株式会社西部技研社外監査役就任</p> <p>2022年2月 当社社外取締役就任（現任）</p> <p>2023年3月 株式会社西部技研取締役監査等委員就任（現任）</p>	-

- (注) 1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
2. 前田隆氏の所有株式数は、同候補者が代表取締役である株式会社トライアンドの所有株式数であります。
3. 前田隆氏は、社外取締役候補者であります。同候補者は、会社経営に関する豊富な見識と経験を有しており、これまで公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を頂いてきた実績から、引き続きその豊富な経験と深い見識から当社の経営に適切な助言を頂くことを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年になります。
4. 内田健二氏は、社外取締役候補者であります。同候補者は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として会計監査分野及び税務分野における実績と深い見識を有しております。その豊富な経験と深い見識から当社の経営に適切な助言を頂くことが期待できるものです。なお、同氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年になります。
5. 当社は、前田隆氏及び内田健二氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を法令に定める最低限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しております。両候補者の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が職務として行った行為に起因して、被保険者に対し損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を当該保険契約によって填補することとしております（但し、違法な報酬又は利益、故意の行為、過去又は係争中の損害賠償請求等に起因する損害を除く）。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、内田健二氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。同候補者の再任が承認された場合には、当社は引き続き同候補者を独立役員とする予定であります。

以上

事業報告（2023年12月1日から） （2024年11月30日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に伴い、景気は緩やかな回復が続くことが期待されております。一方で、国内景気は円安に伴うコスト負担の増加や足下の物価上昇、日本銀行の追加利上げや人手不足の継続などマイナス要因も多く、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループ（当社、連結子会社）は、PB販売事業では、資材の高騰や急激な為替の変動に対応すべく、必要に応じて為替予約等を行うことや、販売価格の見直し、コスト削減を実施しました。

OEM/ODM事業におきましても、商品の安定供給に努めながら、コスト削減等の対策を実施しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,634,935千円（前年同期比24.4%減少）、営業利益23,593千円（前年同期比79.0%減少）、経常利益29,639千円（前年同期比71.4%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益27,283千円（前年同期比66.6%減少）となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は13,512千円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度において取得した主要な設備

業務用車両	6,361千円
-------	---------

（3）資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、主力の自動車アフターパーツを販売するだけでなく、製品の企画開発・品質管理・納期管理・輸入・販売までの一貫した機能を有するファブレスメーカーとしての成長を目指しております。今後は以下の課題に取り組んでまいります。

① 知名度の向上

当社グループは、主に自動車アフターパーツを販売しているPB販売事業においては、高品質、低価格の商材の提供や地道な営業活動に加えて、2018年7月に株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへの上場（2021年10月31日に上場廃止）、2021年11月1日に証券会員制法人福岡証券取引所のQ-Boardへの上場等で、徐々に認知度も高くなっていますが、さらに顧客ニーズに応える製品を市場に投入し知名度向上を目指すものです。

② 製造委託先の拡大

当社グループは、製品製造にあたり、当社連結子会社である新域國際香港有限公司を通じて中国国内企業に対して生産を委託しております。生産委託先が中国に集中していることから、為替リスクのほか、政情、金融不安、文化や商慣習の違い、特有の法制度や税制変更、労働力不足や労務費上昇、知的財産権保護制度の未整備等、国際的活動の展開に伴うリスクがあります。当社グループとしては、今後の販売数量や製品アイテム数の増加に応じて、新たな委託先の発掘等を行うとともに、生産拠点の見直しを隨時検討することで、カントリーリスクを最小にすべくリスクマネジメントに注力してまいります。

③ 品質・納期管理体制の強化

当社グループは、ファブレスメーカーとしての成長を目指す中で、今後、多品種小ロットでの生産対応が求められます。現在取扱っております量産品のフロアマットは、中国工場において製品アイテムごとの採算管理を徹底するとともに、現地にある新域國際香港有限公司を通じて、製造委託先との連携を強化し、より高いレベルでの品質管理、納期管理を徹底してまいります。一方で、多品種小ロットのフロアマットについては従来より課題でありました国内自社工場での生産を具体的に実施することといたしました。その理由として以下のメリットがあると考えております。①取引先や新規顧客からオーダーされる高額・小ロットのフロアマットがないために発生していた失注をなくすことができること②自社生産とすることで、サイドバイザー並びに量産品フロアマット及び高額・小ロットのフロアマットの品揃えを増やすことができ営業力の強化となること③自社製造フロアマットは受注日から3日程度で取引先にお届けできることから取引先の急なオーダーにもお応えできること等です。これにより「サイドバイザーとフロアマット（量産品+高額・小ロット）のセット販売」が可能となり、現在の当社グループの弱点が補え、ファブレスによる量産品の販売、国内工場による高額・小ロット品の販売との相乗効果が期待できるものです。

④ 市場目標及び販路の開拓(純正品と社外品)

当社の主力製品の自動車アフターパーツは、月刊アフターマーケット別冊2024年の2023年度品目別末端市場規模によりますと、4兆8,329億円と大きな市場規模となっております。その内当社が扱っていますサイドバイザー、フロアマット及び新取扱い商品として一部販売をはじめているナビゲーションシステム、電装品(ETC車載器、ドライブレコーダー)の合計の市場規模は以下のとおり合計5,896億円となっています。

大分類	中分類	品名	市場規模 (億円)
カーAVC	ナビゲーションシステム	オーディオ一体機、リアモニター・カメラシステム等	2,935
一般用品	電装品	カーエアコン、ETC車載器、ドライブレコーダー等	1,337
	インテリア・エクステリア	フロアマット	1,122
		サイドバイザー	502
	合計		5,896

(注) 株式会社自動車新聞社月刊アフターマーケット別冊2024自動車部品・用品マーケット要覧 品目別末端市場規模2023年度より

これらの商品の多くはメーカー系ディーラーで取付けられて自動車購入者へ納車されます。メーカー系ディーラー商品は純正品と言われ価格も高額となっています。また、純正品とは別に市中で販売され自動車に取付けられる純正品と同一品質の商品があり、一般には社外品と言われており価格も純正品の50%以下の値段です。このように自動車アフターパーツ市場は純正品市場と社外品市場に区分されておりますが、市場におけるその区分の明確な統計資料はありません。当社グループの主力製品で社外品に区分されるサイドバイザー及びフロアマットは、まだまだ市場への浸透度は低いものの、価格、品質面で自動車ユーザーへ認知されはじめており、当社グループの製品は社外品として年々高い評価を得ておりますが、大きく成長するためには社外品市場のみならず純正品の市場をいかに獲得するかが大きな課題となっております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区分	第18期 2021年11月期	第19期 2022年11月期	第20期 2023年11月期	第21期 (当連結会計年度) 2024年11月期
売上高 (千円)	1,676,555	1,917,656	2,161,290	1,634,935
経常利益 (千円)	81,616	44,366	103,495	29,639
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	65,878	39,120	81,569	27,283
1株当たり当期純利益 (円)	103.82	56.33	117.43	39.28
総資産 (千円)	946,117	1,004,849	1,155,071	1,006,425
純資産 (千円)	301,908	367,231	437,875	464,672
1株当たり純資産額 (円)	443.98	528.70	630.40	668.98

- (注) 1. 当社は、第19期より連結計算書類を作成しております。第18期については、金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
 2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。ただし、1株当たり情報につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
新域國際香港有限公司	HKD1,000,000	100.00%	自動車用品及び電子機器部品の製造管理・販売

(7) 主要な事業内容 (2024年11月30日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社である新域國際香港有限公司の2社で構成されており、技術力の高い中国国内工場に生産委託をしているファブレスメーカーです。ファブレスメーカーとしての私たちは、製品の企画開発、品質管理、納期管理、輸入、販売までの一貫した機能を有しており、「新たな価値の創造による新たな領域の開拓」の企業理念のもとに、多様な市場ニーズや顧客ニーズに対してフレキシブルに対応できることを強みとしております。

① PB販売事業(プライベートブランド販売事業)

当事業は、当社グループが、主に自動車アフターパーツの製造・販売を行っているものです。当社グループは自動車アフターパーツを「当社グループ⇒新域國際香港有限公司⇒中国提携工場」といった生産工程を有し、企画開発から製造、販売までを一貫して行う製販一体の体制となっております。

② OEM/ODM事業

当事業は、当社連結子会社である新域國際香港有限公司の主たる事業で、顧客の要望する商品の製造を受託し当社グループが選定した工場にて製品化し、顧客に納品しております。

現在は、主に国内玩具メーカー向けの電子玩具（児童向けパソコン型玩具、タブレット型玩具等）を中国提携工場で完成品まで製造し日本国内へ出荷しております。

(8) 主要な営業所及び工場（2024年11月30日現在）

株式会社フロンティア	本 社	福岡県福岡市
	山口支店	山口県周南市
新域國際香港有限公司	本 社（子会社）	中華人民共和国 香港特別行政区

(9) 使用人の状況（2024年11月30日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23(1)名	△2(0)名	43.2歳	4.7年

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数（パートタイマーを含み、派遣社員は除く）は、年間の平均人員（1日8時間換算による）を（）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2024年11月30日現在）

借 入 先	借入金残高
株式会社広島銀行	223,776千円
株式会社西日本シティ銀行	157,850千円
株式会社佐賀銀行	50,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2024年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,520,000株
- (2) 発行済株式の総数 694,600株
- (3) 株主数 234名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
山田 紀之	340,900	49.07
立石直孝	104,000	14.97
若杉精三郎	33,800	4.86
伊藤一三	24,700	3.55
加賀電子株式会社	20,000	2.87
長弘めぐみ	20,000	2.87
高橋株式会社	16,000	2.30
佐々木健次	10,400	1.49
牧野史朗	8,700	1.25
吉田祐志	7,200	1.03

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年11月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山田 紀之	新域國際香港有限公司董事長
常務取締役	立石 直孝	営業部長
取締役	長弘俊哉	新域國際香港有限公司董事總經理
取締役	松前亮	管理部長
取締役	山根一	商品部長
取締役	前田 隆	株式会社トライアンド代表取締役 株式会社ボディコープ社外取締役 株式会社アフアネット広島社外取締役 株式会社エムビーエス社外取締役 株式会社LibWork社外取締役
取締役	内田 健二	内田健二公認会計士事務所所長 如水監査法人パートナー 如水税理士法人代表社員 社会福祉法人筑紫会理事 高橋株式会社社外監査役 社会福祉法人実寿穂会理事 株式会社西部技研取締役監査等委員
常勤監査役	檜崎俊治	—
監査役	小野智博	弁護士法人ファースト＆タンデムスプリント法律事務所 代表弁護士 TandemSprint, Inc., CEO 高橋株式会社社外取締役 株式会社サムシングファン社外監査役
監査役	早田晋一	如水社会保険労務士法人代表社員

- (注) 1. 取締役前田隆氏及び取締役内田健二氏は、社外取締役であります。また、内田健二氏は福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役檜崎俊治氏、監査役小野智博氏及び早田晋一氏は、社外監査役であり、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役檜崎俊治氏は、長期にわたる人事総務全般の実務経験及び業務システムに関する幅広い経験、知識を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役小野智博氏は、弁護士として企業法務に精通しており、専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有しております。
5. 監査役早田晋一氏は、社会保険労務士として企業労務の豊富な実務経験、高い見識等を有しております。
6. 2024年2月28日開催の第20期定期株主総会終結の時をもって、柳野敦氏は監査役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と前田隆氏、内田健二氏、檜崎俊治氏、小野智博氏及び早田晋一氏は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び当社の執行役員がその期待される役割を十分に発揮することができるようになるとともに、取締役及び執行役員として有用な人材の招聘を行うことができるよう、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。

その契約の内容の概要は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役の全員及び当社の執行役員を被保険者として、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等を補うものです。

(4) 当事業年度にかかる取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	62,100 (2,400)	62,100 (2,400)	— (—)	— (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	6,640 (6,400)	6,640 (6,400)	— (—)	— (—)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	68,740 (8,800)	68,740 (8,800)	— (—)	— (—)	10 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月1日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議頂いております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役1名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年6月1日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議頂いております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち、社外監査役2名）です。

□. 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

ハ. 非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年11月12日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

又、取締役会は、事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等に係る決定方針は次のとおりです。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績を鑑みた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本方針としております。

(b) 基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬額の決定に関する方針

（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関して、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としております。

(c) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、代表取締役社長山田紀之に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役前田隆氏は、株式会社トライアンドの代表取締役、株式会社ボディコープ、株式会社アカアネット広島、株式会社エムビーエス及び株式会社LibWorkの社外取締役を兼職しておりますが、兼職先と当社との間には特別な取引等はありません。

取締役内田健二氏は、内田健二公認会計士事務所所長、如水監査法人パートナー、如水税理士法人代表社員、社会福祉法人筑紫会理事、高橋株式会社社外監査役、社会福祉法人実寿穂会理事、株式会社西部技研取締役監査等委員を兼職しておりますが、兼職先と当社との間には特別な取引等はありません。

監査役小野智博氏は、弁護士法人ファースト＆タンデムスプリント法律事務所の代表弁護士、TandemSprint,Inc.のCEO、高橋株式会社の社外取締役、株式会社サムシングファンの社外監査役を兼職しておりますが、兼職先と当社との間には特別な取引等はありません。

監査役早田晋一氏は、如水社会保険労務士法人の代表社員を兼職しておりますが、兼職先と当社との間には特別な取引等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	前 田 隆	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に企業経営等の知見に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
取 締 役	内 田 健 二	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に公認会計士として会計監査分野及び税務分野における深い見識と経験に基づき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
常勤監査役	檜 崎 俊 治	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に人事総務全般に関する豊富な見識と経験を基に発言を行っております。また、当事業年度に開催した全ての監査役会に出席し、主に人事総務全般に関する豊富な見識と経験に基づき、適宜質問し意見を述べております。
監 査 役	小 野 智 博	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に企業法務に関する豊富な見識と経験を基に発言を行っております。また、当事業年度に開催した全ての監査役会に出席し、主に企業法務に関する豊富な見識と経験に基づき、適宜質問し意見を述べております。
監 査 役	早 田 晋 一	社外監査役就任後開催の取締役会の全てに出席し、主に企業労務に関する豊富な見識と経験を基に発言を行っております。また、社外監査役就任後開催の全ての監査役会に出席し、主に企業労務に関する豊富な見識と経験に基づき、適宜質問し意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額	14,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該連結会計年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会が仰星監査法人の報酬等について同意した理由は、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業規模や事業内容に適切であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340 条第1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の「内部統制基本方針」を取締役会において決議しております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 経営理念、コンプライアンス基本方針に従い、全役職員に法令、定款、規程、マニュアル及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規程、マニュアル、社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底します。
- イ. 取締役及び従業員が法令及び定款等を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、「経営理念」に加え、「活動方針」を定めるものとします。
- ウ. 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規程に対する違反事実やそれの恐れがある行為を早期に発見し、是正すること目的とする内部通報体制の運用を行います。
- エ. 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任いたします。
- オ. 監査役会は独立した立場から内部統制システムの整備・運用状況を含め、監査役会の規程に従い、取締役の職務執行状況を監査します。
- カ. 内部監査責任者は、法令・定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査・監督を行います。
- キ. コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び全従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行います。

②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務の執行にかかる情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理します。また必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行います。
- イ. 取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制といたします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、取締役会において、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施します。
- イ. リスク情報等については、各部門責任者より取締役会に対して報告を行います。
- ウ. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害の拡大を最小限にとどめる体制を整えます。

④取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催します。
- イ. 「取締役会規程」に定められている、要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守します。
- ウ. 経営方針に基づく中期経営計画、年度事業計画の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて初期の業績目標の達成を図ります。
- エ. 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にします。
- オ. 職務権限を超える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役及び担当役員の合議により決議する稟議制を構築、運営します。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社はフロンティアグループ（企業集団）における人材方針やコンプライアンス方針を明示し、企業集団に経営理念の共有・浸透を図り、その業務の適正を確保します。
- イ. 子会社は「関係会社管理規程」に定める承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗情報の報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保します。
- ウ. 子会社の部門長は子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について取締役会に報告を行います。
- エ. 子会社は、当社の管理部による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に行います。
- オ. 当社は必要に応じて、子会社に対し取締役を派遣又は監査役が赴き、当該役員を通じて子会社取締役の職務執行を監視・監督するものとします。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の担当取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項

- ア. 監査役が必要とした場合、監査役に職務を補助するための監査役補助使用者を置くものとし、その人選については監査役会で協議するものとします。
- イ. 監査役補助使用者の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用者は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役会の同意を得るものとします。
- ウ. 監査役の職務を補助すべき使用者は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとします。

⑦取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- ア. 当社の取締役及び使用者が監査役に報告するための体制
 - a. 監査役は取締役会のほか必要に応じて、一切の社内会議に出席する権利を有します。
 - b. 監査役の要請に応じて、取締役会及び使用者は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査責任者は内部監査の結果を報告するものとします。
 - c. 取締役及び使用者は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監査役に報告するものとします。
- イ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用者又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告するための体制
 - a. 当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した時は、直ちに当社の監査役へ報告するものとします。

⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った、取締役及び使用者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行うものとします。

⑨監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求にかかる費用が監査役の職務執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じることとします。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行するものからの独立性を保持するものとします。
- イ. 監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行うものとします。
- ウ. 監査役は、内部監査責任者と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査責任者に調査を依頼できるものとします。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに「財務報告にかかる内部統制の整備に関する基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備します。

⑫反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係各機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための整備を推進します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況（2023年12月1日から2024年11月30日まで）

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

①代表取締役社長以下取締役、監査役をメンバーとした取締役会を毎月1回以上開催しており、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。

②監査役、監査法人及び内部監査責任者は、各監査の実効性及び効率性の向上を図り、当社の業務の適正性の確保のため定期的に意見交換を実施しております。

連結貸借対照表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	914,004	流動負債	363,490
現金及び預金	418,212	買掛金	10,321
売掛金	202,226	短期借入金	220,591
商品及び製品	268,281	1年内返済予定の長期借入金	39,696
前渡金	7,607	未払法人税等	195
その他の	17,678	その他の	92,685
貸倒引当金	△1	固定負債	178,263
固定資産	92,421	長期借入金	171,339
有形固定資産	80,926	資産除去債務	6,691
建物	45,321	その他の	232
機械及び装置	15,877	負債合計	541,753
車両運搬具	15,095	純資産の部	
その他の	4,631	株主資本	410,903
無形固定資産	1,185	資本金	57,635
ソフトウエア	1,185	資本剰余金	37,276
投資その他の資産	10,309	利益剰余金	315,990
繰延税金資産	6,277	その他の包括利益累計額	53,768
その他の	4,036	繰延ヘッジ損益	△3,508
貸倒引当金	△4	為替換算調整勘定	57,276
資産合計	1,006,425	純資産合計	464,672
		負債純資産合計	1,006,425

連結損益計算書

(2023年12月1日から)
(2024年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			1,634,935
売 上 原 価			1,017,951
売 上 総 利 益			616,983
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			593,389
営 業 利 益			23,593
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		1,262	
受 取 手 数 料		138	
為 替 差 益		10,609	
利 子 補 給 金		334	
そ の 他		795	
営 業 外 費 用			13,140
支 払 利 息		7,031	
そ の 他		63	7,095
経 常 利 益			29,639
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		2,811	2,811
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			32,451
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		10,719	
法 人 税 等 調 整 額		△5,552	5,167
当 期 純 利 益			27,283
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			27,283

連結株主資本等変動計算書

(2023年12月1日から)
(2024年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	57,635	37,276	299,125	394,038
当期変動額				
剰余金の配当			△10,419	△10,419
親会社株主に帰属する当期純利益			27,283	27,283
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	16,864	16,864
当期末残高	57,635	37,276	315,990	410,903

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△3,951	47,788	43,836	437,875
当期変動額				
剰余金の配当				△10,419
親会社株主に帰属する当期純利益				27,283
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	443	9,488	9,931	9,931
当期変動額合計	443	9,488	9,931	26,796
当期末残高	△3,508	57,276	53,768	464,672

貸 借 対 照 表

(2024年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	676,053	流 動 負 債	259,293
現 金 及 び 預 金	254,535	買 掛 金	34,892
売 掛 金	139,212	短 期 借 入 金	100,000
商 品 及 び 製 品	268,281	1年内返済予定の長期借入金	39,696
前 払 費 用	4,819	未 払 金	38,939
そ の 他	9,206	未 払 法 人 税 等	195
貸 倒 引 当 金	△1	預 り 金	3,031
固 定 資 産	102,245	そ の 他	42,537
有 形 固 定 資 産	78,031	固 定 負 債	178,030
建 物	45,321	長 期 借 入 金	171,339
機 械 及 び 装 置	15,877	資 産 除 去 債 務	6,691
車両 運 搬 具	15,095	負 債 合 計	437,323
工 具 器 具 及 び 備 品	1,176	純 資 産 の 部	
そ の 他	559	株 主 資 本	344,484
無 形 固 定 資 産	1,185	資 本 金	57,635
ソ フ ト ウ エ ア	1,185	資 本 剰 余 金	37,276
投 資 そ の 他 の 資 産	23,028	資 本 準 備 金	37,276
関 係 会 社 株 式	10,724	利 益 剰 余 金	249,571
出 資 金	10	そ の 他 利 益 剰 余 金	249,571
繰 延 税 金 資 産	8,272	繰 越 利 益 剰 余 金	249,571
そ の 他	4,026	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△3,508
貸 倒 引 当 金	△4	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3,508
資 产 合 計	778,299	純 資 産 合 計	340,975
		負 債 純 資 産 合 計	778,299

損 益 計 算 書

(2023年12月1日から)
(2024年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			1,260,707
売 上 原 価			718,177
売 上 総 利 益			542,530
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			542,209
営 業 利 益			321
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		29	
受 取 配 当 金		79,780	
受 取 保 証 料		388	
為 替 差 益		9,711	
利 子 補 給 金		334	
そ の 他		1,499	91,744
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		2,926	
そ の 他		63	2,990
経 常 利 益			89,075
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		2,811	2,811
税 引 前 当 期 純 利 益			91,886
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		9,199	
法 人 税 等 調 整 額		△4,665	4,533
当 期 純 利 益			87,353

株主資本等変動計算書

(2023年12月1日から)
(2024年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	57,635	37,276	37,276	172,637	172,637	267,549
当期変動額						
剩余金の配当				△10,419	△10,419	△10,419
当期純利益				87,353	87,353	87,353
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	76,934	76,934	76,934
当期末残高	57,635	37,276	37,276	249,571	249,571	344,484

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3,951	△3,951	263,598
当期変動額			
剩余金の配当			△10,419
当期純利益			87,353
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	443	443	443
当期変動額合計	443	443	77,377
当期末残高	△3,508	△3,508	340,975

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年1月15日

株式会社フロンティア
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所
指定社員 公認会計士 田邊太郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 立石浩将
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フロンティアの2023年12月1日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フロンティア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年1月15日

株式会社フロンティア
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所
指定社員
業務執行社員 公認会計士 田邊 太郎

指定社員 公認会計士 立石 浩将
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フロンティアの2023年12月1日から2024年11月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式等で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月3日

株式会社フロンティア 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 楢崎俊治 印

社外監査役 小野智博 印

社外監査役 早田晋一 印

以上

株主総会会場ご案内図

【会 場】 福岡県福岡市中央区天神二丁目3番36号

ibb fukuoka 6階会議室

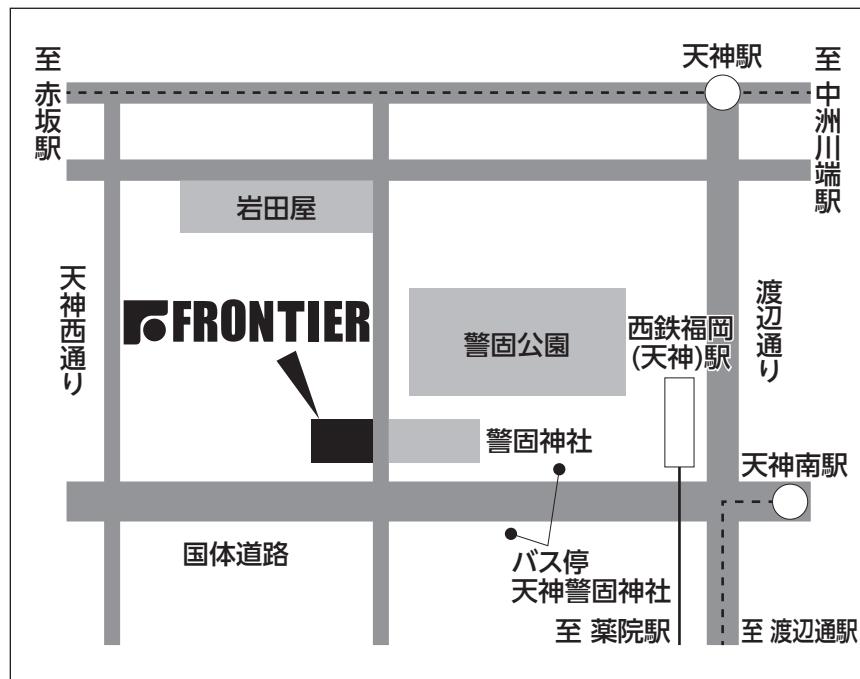
【電 話】 092-791-8688

【交 通】 <公共交通機関をご利用の場合>

●JR博多駅より

・福岡市営地下鉄 地下鉄空港線 天神駅下車、徒歩15分

・西 鉄 バス 博多バスターミナル1F(4のりば)、又は、博多駅前Aのりば
天神警固(けご)神社・三越前下車



電子提供措置の開始日2025年2月5日

株主各位

**第21期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

連結計算書類の連結注記表	．．．	42～50ページ
計算書類の個別注記表	．．．	51～55ページ

**株式会社フロンティア
(証券コード4250)**

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

新域國際香港有限公司

②主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア. 商品及び製品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

イ. 未着品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社は定率法を採用しております。ただし建物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～31 年

機械装置 9 年

車両運搬具 2～6 年

- イ. 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ウ. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

商品の販売

当社グループは、PB販売事業及びOEM/ODM事業における商品の販売を主な事業としています。

商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

ただし、国内販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

ア. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

イ. ヘッジ会計の処理

- (a) ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理
また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。
- (b) ヘッジ手段とヘッジ対象…………… ヘッジ手段：為替予約、通貨オプション
ヘッジ対象：外貨建債権債務及び外貨建予定取引
- (c) ヘッジ方針…………… 「市場リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
- (d) ヘッジ有効性評価の方法…………… 為替変動リスクのヘッジについて、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、為替の相場変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

商品及び製品の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
商品及び製品	268,281

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
商品及び製品の貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。
- ② 会計上の見積りに用いた主要な仮定
正味売却価額の見積りには、商品及び製品の将来の販売価額という重要な仮定が含まれます。
- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
商品及び製品の将来の販売価額は、将来需要や市場状況、販売戦略の変化などの影響を受ける可能性があり、実際の販売価額が見積もりと異なった場合、翌期の連結計算書類において、商品及び製品の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 50,059千円

(2) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 500,000千円

借入実行残高 100,000千円

差引額 400,000千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	694,600	-	-	694,600

(2) 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月28日 定時株主総会	普通株式	10,419	15.00	2023年11月30日	2024年2月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年2月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,946	10.00	2024年11月30日	2025年2月28日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、一時的な余剰資金は流動性の高い金融資産で運用し、また、短期及び長期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は1年以内の支払期日であります。また、海外からの輸入に際し生じる外貨建ての買掛金は、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

イ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建ての営業債務について、月別に為替の変動リスクを把握しております。

ウ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金については注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから注記は省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	211,035	210,759	△275
負債計	211,035	210,759	△275

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプット

を用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	－	210,759	－	210,759

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

時価は、元利金の合計額と、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	PB販売	OEM/ODM	
自動車部品・用品	1,231,351	—	1,231,351
電子玩具	—	374,227	374,227
その他	29,356	—	29,356
顧客との契約から生じる収益	1,260,707	374,227	1,634,935
外部顧客への売上高	1,260,707	374,227	1,634,935

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

668円98銭

(2) 1株当たりの当期純利益

39円28銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②未着品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～31年

機械装置 9年

車両運搬具 2～6年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

商品の販売

当社は、PB販売事業における商品の販売を主な事業としています。

商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

ただし、国内販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ア. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

イ. ヘッジ会計の処理

(a) ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象… ヘッジ手段：為替予約、通貨オプション
ヘッジ対象：外貨建債権債務及び外貨建予定取引

(c) ヘッジ方針…………… 「市場リスク管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(d) ヘッジ有効性評価の方法… 為替変動リスクのヘッジについて、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、為替の相場変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

商品及び製品の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
商品及び製品	268,281

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記 商品及び製品の評価 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 47,626千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 50,000千円

借入実行残高 10,000千円

差引額 40,000千円

(3) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

新域國際香港有限公司 120,591千円

(4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

買掛金 33,673千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

　営業取引（支出分）

685,430千円

　営業取引以外の取引（収入分）

81,128千円

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	747 千円
貸倒引当金	0
商品	6,592
利息費用	2,281
減損損失	2,270
繰延ヘッジ損益	1,814
その他	483

繰延税金資産小計

14,190

評価性引当額

△3,954

繰延税金資産合計

10,235

繰延税金負債

有形固定資産	△1,512
未収還付事業税	△450
繰延税金負債合計	△1,962
繰延税金資産の純額	8,272

6. 関連当事者との取引に関する注記 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	事業の内容	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	新域國際香港 有限公司	(所有) 直接 100.0	自動車用品、 電子機器部品 の製造管理・ 販売・債務保 証	商品の仕入 (注1)	641,560	買掛金	33,673
				受取配当金	79,780	—	—
				債務保証 (注2)	120,591	—	—
				保証料の受取 (注2)	388	—	—

- (注) 1. 市場価格等を勘案して、価格交渉の上、取引条件を決定しております。
 2. 銀行借入に債務保証を行ったものであり、年率0.8%の保証料を受領しております。
 3. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 490円90銭
 (2) 1株当たりの当期純利益 125円78銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

~~~~~  
 記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。  
 ただし、1株当たり情報及び金額以外の数字につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示してあります。